

# 伐採後の再造林を促進するための基金

2024.3.6  
石川県山林協会

## 現状と課題

- ・人工林の7割は主伐期を迎えているが、森林所有者は経営意欲の減退などから伐採を控え、伐採されても再造林が進んでいない状況  
→木材需要量356千m<sup>3</sup>に対して県産材供給量は3割程度(R2)で、主伐(18ha)後の再造林は4割程度(8ha)と進んでいない(R1)
- ・県産材を安定供給していくためには、主間伐に加え**伐採後の着実な再造林の実施と作業を担う従事者の労働環境の整備が不可欠**

そのためには関係者の協力が必要

## 令和3年度から「森林資源循環利用促進基金」による助成を開始

## 基金の概要

拡充⇒  
R6.4~

- ・造成⇒木材の生産・加工・流通・利用等の事業者が、伐採後の再造林を促進するための協力金を造成  
県産材取扱量に応じて20円/m<sup>3</sup>又は1万円/口以上を毎年納付 (R3~造成額:13,048千円※参加者26)
- ・助成①⇒本基金に参加している造林事業者が再造林した場合、その森林所有者に対し植替協力金(12万円/ha)交付  
対象を花粉発生源対策促進事業等(国補)の施業地に限定し、下刈までの約定等を要件付け (R3~交付額:9,421千円※森林所有者225名)
- ・助成②⇒本基金に参加している伐採事業者が造林事業者と連携し再造林した場合、植替促進費(12万円/ha)を交付
- ・助成③**森林整備を担う小規模な事業者の就業を支援するため、基金から定額助成**(令和6年度の実績を踏まえ継続の有無を判断)  
震災による離職を防ぎ再造林等の施業を持続できるよう、森林組合の協力事業者等に対して情報提供も含めてサポート体制を構築
  - ・林業経営体<sup>※1</sup>に5万円を助成 ※1:森林経営管理法に基づく林業経営体のうち、現場の常勤雇用者(労災・雇用・健康保険・厚生年金加入)が3名以下等
  - ・個人事業主<sup>※2</sup>に3万円を助成 ※2:開業届済みの個人事業主(50歳未満)のうち、労災保険に加入し直近2ヶ月で30日以上林業に従事等

## 期待される効果

- ・再造林や下刈り等の着実な実施による森林の適正な整備と保全を推進
- ・林業従事者の就業支援や森林資源の循環利用を通じて、持続可能な森林経営を促進  
→本基金の参加者を募り、名簿をHP等で公表するとともに事業の実施状況を定期報告し透明性を確保

**森林整備を持続的に実施し、地球温暖化防止等の森林の公益的機能を維持**

